

技術的検討の結果を踏まえた測定方法の見直しについて（案）

「平成 25 年度新たな作業環境測定方法の実証的検証事業」（以下「検証事業」という。）の結果（資料 1 - 7）を踏まえて、作業環境測定の方法を次のとおり改正したい。

1 捕集方法、分析方法の見直し

検証事業において 3 物質について検討を行い、定量下限（管理濃度の 1/10）、保存安定性等の条件を満たす次の 2 物質について、現行の測定方法に加えて、新たな捕集方法、分析方法の組み合わせによる測定方法が可能となるよう、次のとおり改正する。

＜新たな捕集方法、分析方法の組み合わせを可能としたい物質＞

	物質名	管理濃度	測定方法【現行】		測定方法【改正案】	
			試料採取方法	分析方法	試料採取方法	分析方法
①	弗化水素	0.5ppm	液体捕集方法	吸光光度分析方法	液体捕集方法又は 固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、 <u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>
②	ホルムアルデヒド	0.1ppm	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	固体捕集方法	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u> 又は 高速液体クロマトグラフ分析方法

※検証事業報告書では、弗化水素の分析方法を「イオンクロマトグラフ分析方法」としているが、この方法は「高速液体クロマトグラフ分析方法」の一種であるため、法令上は「高速液体クロマトグラフ分析方法」と規定することとなる。

2 検知管方式による測定の実施

検証事業において 10 物質について検討を行い、管理濃度の 1/10 付近及び 1/2 付近の指示精度の条件を満たす次の 5 物質について、現行の測定方法に加えて、検知管方式による測定方法が可能となるよう、改正する。

<検知管方法を可能としたい物質>

	物質名	管理濃度	測定方法【現行】		測定方法【改正案】
			試料採取方法	分析方法	
①	メチルエチルケトン	200ppm	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法	現行の測定方法のほか、 <u>検知管方式による測定方法を可能とする</u>
②	テトラヒドロフラン	50ppm	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	
③	臭化メチル	1ppm	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法	
④	ノルマルヘキサン	40ppm	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	
⑤	イソブチルアルコール	50ppm	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	